

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林水産省令第 5 号）第 70 条第 1 号に規定する中型まき網漁業につき、愛知県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
(1)いわし網漁業	伊勢湾、三河湾及び渥美外海のうち許可証に記載した操業区域	1月1日から12月31日までの範囲内において許可証に記載した操業期間	許可証に記載した推進機関の馬力数	5トン以上40トン未満の範囲内において許可証に記載した船舶総トン数	—	—
(2)ランプ網漁業	渥美外海のうち許可証に記載した操業区域	1月1日から12月31日までの範囲内において許可証に記載した操業期間	許可証に記載した推進機関の馬力数	5トン以上40トン未満の範囲内において許可証に記載した船舶総トン数	—	—
(3)かつお網漁業	渥美外海のうち許可証に記載した操業区域	1月1日から12月31日までの範囲内において許可証に記載した操業期間	許可証に記載した推進機関の馬力数	5トン以上40トン未満の範囲内において許可証に記載した船舶総トン数	—	—
(4)大正網漁業	伊勢湾、三河湾及び渥美外海のうち許可証に記載した操業区域	1月1日から12月31日までの範囲内において許可証に記載した操業期間	許可証に記載した推進機関の馬力数	5トン以上40トン未満の範囲内において許可証に記載した船舶総トン数	—	—

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

—

令和 2 年 1 1 月 2 0 日

愛知県知事 大村秀章

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林水産省令第 5 号）第 72 条第 1 項第 2 号に規定する手操第二種漁業につき、愛知県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
餌料びき網漁業	伊勢湾、三河湾及び渥美外海のうち許可証に記載した操業区域	伊勢湾及び三河湾にあつては 3 月 1 日から 12 月 31 日まで 渥美外海にあつては 12 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで これらの範囲内において許可証に記載した操業期間	260 キロワット*以下の範囲内において許可証に記載した推進機関の馬力数	6 トン未満の範囲内において許可証に記載した船舶総トン数	—	—

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

—

* 漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成 13 年農林水産省令第 153 号）附則第 2 条第 1 項に規定する推進機関を搭載する漁船については、「260 キロワット」とあるのは、「60 馬力」と読み替える。

令和 2 年 1 月 20 日

愛知県知事 大村秀章

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林水産省令第 5 号）第 72 条第 1 項第 3 号に規定する手操第三種漁業につき、愛知県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
(1)改良備前網漁業	渥美外海のうち許可証に記載した操業区域	1月1日から12月31日までの範囲内において許可証に記載した操業期間	400 キロワット* ¹ 以下の範囲内において許可証に記載した推進機関の馬力数	15 トン未満の範囲内において許可証に記載した船舶総トン数	—	—
(2)貝けた網漁業（次号及び第4号を除く。）	伊勢湾及び三河湾のうち許可証に記載した操業区域	12月1日から翌年6月30日までの範囲内において許可証に記載した操業期間	260 キロワット* ² 以下の範囲内において許可証に記載した推進機関の馬力数	15 トン未満の範囲内において許可証に記載した船舶総トン数	—	—
(3)貝けた網漁業（操業期間が3ヶ月以内の漁業に限る。）	伊勢湾、三河湾及び渥美外海のうち許可証に記載した操業区域	許可証に記載した操業期間	260 キロワット* ² 以下の範囲内において許可証に記載した推進機関の馬力数	伊勢湾で操業する場合には7トン未満、三河湾又は渥美外海で操業する場合には6トンの範囲内において許可証に記載した船舶総トン数	—	—
(4)貝けた網漁業（操業期間が3ヶ月以内であって水流噴射式けた網により行う漁業に限る。）	許可証に記載した第1種共同漁業権区域	許可証に記載した操業期間	260 キロワット* ² 以下の範囲内において許可証に記載した推進機関の馬力数	船舶総トン数は5トン未満の範囲内において許可証に記載した船舶総トン数	—	—

			力数	ただし、第2号の貝けた網漁業の許可を受け、かつ、常滑市苅屋町と同大谷町の境界海岸基標No.14から263度29分の線以北の第1種共同漁業権の行使資格を有する者にあつては、船舶総トン数は15トン未満の範囲内において許可証に記載した船舶総トン数		
(5)えびけた網漁業	三河湾のうち許可証に記載した操業区域	3月1日から12月31日までの範囲内において許可証に記載した操業期間	260キロワット*2以下の範囲内において許可証に記載した推進機関の馬力数	船舶総トン数は10トン未満の範囲内において許可証に記載した船舶総トン数	—	—
(6)なまこけた網漁業 (次号を除く。)	三河湾のうち許可証に記載した操業区域	12月1日から翌年3月31日までの範囲内において許可証に記載した操業期間	260キロワット*2以下の範囲内において許可証に記載した推進機関の馬力数	船舶総トン数は6トン未満の範囲内において許可証に記載した船舶総トン数	—	—
(7)なまこけた網漁業 (操業区域が第1種共同漁業権区域の漁業に限る。)	許可証に記載した第1種共同漁業権区域	許可証に記載した操業期間	260キロワット*2以下の範囲内において許可証に記載した推進機関の馬力数	6トンの範囲内において許可証に記載した船舶総トン数	—	—

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

- *1 平成14年4月1日以前に製造された推進機関に換装等する場合の馬力数は60馬力以下又は次の表に規定する範囲とする。この場合において、「漁船法による推進機関の馬力数」（社団法人海洋水産システム協会）により、当該機関の連続出力が確認できる機関にあっては、当該出力が400キロワット以下であることとする。

シリンダの数	シリンダの直径	シリンダの数	シリンダの直径
4	149mm以下	9	108mm以下
5	145mm以下	10	103mm以下
6	133mm以下	11	98mm以下
7	123mm以下	12	94mm以下
8	115mm以下		

- *2 漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条第1項に規定する推進機関を搭載する漁船については、「260キロワット」とあるのは、「60馬力」と読み替える。

令和2年11月20日

愛知県知事 大村秀章

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林水産省令第 5 号）第 72 条第 1 項第 5 号に規定するその他小型機船底びき網漁業につき、愛知県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
(1)まめ板網漁業（操業区域が伊勢湾の漁業に限る。）	伊勢湾のうち許可証に記載した操業区域	1月1日から12月31日までの範囲内において許可証に記載した操業期間	260キロワット*以下の範囲内において許可証に記載した推進機関の馬力数	船舶総トン数は15トン未満の範囲内において許可証に記載した船舶総トン数	—	—
(2)まめ板網漁業（操業区域が三河湾の漁業に限る。）	三河湾のうち許可証に記載した操業区域	3月1日から12月31日までの範囲内において許可証に記載した操業期間	260キロワット*以下の範囲内において許可証に記載した推進機関の馬力数	船舶総トン数は10トン未満の範囲内において許可証に記載した船舶総トン数	—	—
(3)まめ板網漁業（餌料びき）	伊勢湾及び三河湾のうち許可証に記載した操業区域	3月1日から12月31日までの範囲内において許可証に記載した操業期間	260キロワット*以下の範囲内において許可証に記載した推進機関の馬力数	船舶総トン数は6トン未満の範囲内において許可証に記載した船舶総トン数	—	—
(4)渥美外海板びき網漁業	渥美外海のうち許可証に記載した操業区域	1月1日から12月31日までの範囲内において許可証に記載した操業期間	許可証に記載した推進機関の馬力数	船舶総トン数は15トン未満の範囲内において許可証に記載した船舶総トン数	—	—

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

—

- * 漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条第1項に規定する推進機関を搭載する漁船については、「260キロワット」とあるのは、「60馬力」と読み替える。

令和2年11月20日

愛知県知事 大村秀章

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、愛知県漁業調整規則（令和 2 年 11 月 20 日県規則第 71 号）第 4 条第 2 号に規定する機船船びき網漁業につき、愛知県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
(1)いわし・いかなご船びき網漁業	伊勢湾、三河湾及び渥美外海のうち許可証に記載した操業区域	1月1日から12月31日までの範囲内において許可証に記載した操業期間	許可証に記載した推進機関の馬力数	20 トン未満の範囲内において許可証に記載した船舶総トン数	—	—
(2)いかなご船びき網漁業	伊勢湾、三河湾及び渥美外海のうち許可証に記載した操業区域	11月1日から翌年6月20日まで ただし、推進機関の馬力数が127キロワット* ¹ を超える場合は伊勢湾及び三河湾の漁業時期は2月1日から5月31日まで これらの範囲内において許可証に記載した操業期間	許可証に記載した推進機関の馬力数	15 トン未満の範囲内において許可証に記載した船舶総トン数	—	—
(3)さより船びき網漁業	伊勢湾、三河湾及び渥美外海のうち許可証に記載した操業区域	別記「漁業時期」の範囲内において許可証に記載した操業期間	伊勢湾及び三河湾を操業区域とする場合にあっては260キロワット* ² 以下の範囲内にお	15 トン未満の範囲内において許可証に記載した船舶総トン数	—	—

			いて許可証に記載した推進機関の馬力数 渥美外海を操業区域とする場合にあっては許可証に記載した推進機関の馬力数			
--	--	--	---	--	--	--

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

—

別記 さより船びき網漁業の漁業時期

操業区域	漁業時期
伊勢湾	4月15日から5月31日まで、10月15日から12月31日まで
三河湾	4月1日から6月30日まで、10月15日から12月31日まで
渥美外海	2月1日から5月31日まで、10月15日から12月31日まで 使用船舶の推進機関の馬力数が127キロワット* ¹ を超える者にあつては、2月1日から5月31日まで

*1 漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条第1項に規定する推進機関を搭載する漁船については、「127キロワット」とあるのは、「35馬力」と読み替える。

*2 漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条第1項に規定する推進機関を搭載する漁船については、「260キロワット」とあるのは、「60馬力」と読み替える。

令和2年11月20日

愛知県知事 大村秀章

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、愛知県漁業調整規則（令和 2 年 11 月 20 日県規則第 71 号）第 4 条第 5 号に規定する改良囲目網漁業につき、愛知県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
改良囲目網漁業	伊勢湾及び三河湾のうち許可証に記載した操業区域	1月1日から12月31日までの範囲内において許可証に記載した操業期間	許可証に記載した推進機関の馬力数	許可証に記載した船舶総トン数	—	—

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

—

令和 2 年 11 月 20 日

愛知県知事 大村秀章

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、愛知県漁業調整規則（令和 2 年 11 月 20 日県規則第 71 号）第 4 条第 9 号に規定する空釣こぎ漁業につき、愛知県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
空釣こぎ漁業	渥美外海のうち許可証に記載した操業区域	1 月 1 日から 12 月 31 日までの範囲内において許可証に記載した操業期間	127 キロワット*以下の範囲内において許可証に記載した推進機関の馬力数	許可証に記載した船舶総トン数	—	—

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

—

* 漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成 13 年農林水産省令第 153 号）附則第 2 条第 1 項に規定する推進機関を搭載する漁船については、「127 キロワット」とあるのは、「35 馬力」と読み替える。

令和 2 年 11 月 20 日

愛知県知事 大村秀章

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、愛知県漁業調整規則（令和 2 年 11 月 20 日県規則第 71 号）第 4 条第 10 号に規定する潜水器漁業につき、愛知県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
潜水器漁業	許可証に記載した第 1 種共同漁業権区域	操業区域となる漁業権の行使規則又は入漁規則で定められた範囲内において許可証に記載された操業期間	許可証に記載した推進機関の馬力数	許可証に記載した船舶総トン数	—	—

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

—

令和 2 年 11 月 20 日

愛知県知事 大村秀章